

障害者自立支援法等の見直しに係る意見募集の結果概要

平成 20 年 1 2 月 3 日
厚生労働省障害保健福祉部企画課まとめ

1 意見募集期間

平成20年9月10日から平成20年11月10日まで

2 募集方法

厚生労働省の「意見募集」ホームページ等において公募

3 意見の提出件数（11月10日締切）

797件

4 意見の主な内容

(1) 相談支援

- サービス利用計画作成費の対象者拡大とケアマネジメントの充実。
- サービス利用計画を作成した上で、障害福祉サービス費の支給決定を行う制度に。
- 相談支援の充実を図るため研修制度の充実と、相談支援専門員に社会福祉士等の資格保有の義務化。
- 外部委託の有無にかかわらず、市町村の窓口相談支援の専門職員を配置。
- 地域自立支援協議会の位置付けの明確化。 等

(2) 地域における生活支援

- 重度訪問介護の支給決定時間の拡大、高校や大学内での活動や入院時におけるホームヘルプの利用拡大、医療的ケアが実施できるショートステイの整備拡充。
- 身体障害者グループホームの創設。
- グループホームや福祉ホームの体験利用制度の創設。
- グループホームの家賃補助制度の創設。
- グループホームを新設する場合の改修費、防火対策費等の補助制度の充実。
- 就労移行支援事業等における標準利用期間の運用柔軟化、支援員の人員配置の充実。
- 就労や生活介護等に分化している日中活動系サービスの一元化。
- 障害年金の増額。
- 住宅手当の創設。 等

(3) 障害児支援

- 18才以上の加齢児に対する入所サービスの提供について、県と市町村の役割を明確化。
- 児童デイサービスの利用児童の年齢によって報酬区分が分かれることの見直し。
- 重症心身障害児（者）支援について児者一貫のサービス体系の確立、重症心身障害児（者）通園事業の実施事業所数の拡大。
- 保育所・幼稚園における障害児の通園促進。 等

(4) 障害者の範囲

- 発達障害、高次脳機能障害、難病等を含めた障害者の範囲を拡大。 等

(5) 利用者負担

- 利用者負担を「定率負担」から「応能負担」に変更。
- 食費・光熱水費の軽減拡大。
- 市町村民税非課税世帯の利用者負担を免除。
- 利用者負担を算定する際の世帯の範囲を夫婦ではなく障害者個人に限定。
- 障害者扶養共済制度の年金を、利用者負担の判定の基礎となる収入額から控除。
- 軽減措置判断の際の資産要件については廃止。
- 自立支援医療に係る軽減措置の恒久化。
- 自立支援医療、補装具、地域生活支援事業等の利用者負担制度の合算。
- 授産施設等における工賃以上の利用者負担を払うことの見直し。 等

(6) 報酬

- 報酬算定の方式を「日」単位から「月」単位に変更。
- 福祉従事者の身分保障の観点から、基本的な賃金水準が確保できるだけの報酬基準に。
- 短期入所、施設入所支援について報酬単価の増額。
- 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護について、その支援の専門性に配慮した報酬単価の増額。
- 施設入所支援、グループホーム等における土日の日中支援について、報酬単価上の評価。
- グループホーム等における夜間支援体制の充実を図るため、報酬単価の増額。
- 事務員の配置について人員基準への組み込みと報酬単価の増額。
- 生活介護等は、障害程度区分により報酬階層が分かれているが、「平均」ではなく「個別」の障害程度区分に着目した報酬基準に変更。 等

(7) その他個別論点

- 障害程度区分について知的・精神障害等の障害特性を反映できるよう調査項目の見直し。
- 移動支援事業やコミュニケーション支援事業の個別給付化。
- 移動支援事業の適用範囲の拡大（通勤、通学等）や日中一時支援事業の充実。
- 視覚障害者に対するコミュニケーション支援事業の充実。
- 日常生活用具給付事業の対象品目を拡大。
- 地域生活支援事業について必須事業は、国庫補助を義務化。
- ホームヘルパーでも従事することができる「準医療的行為」の整理。
- 小規模作業所の法定外施設としての存続保障と運営費の財源保障。
- 小規模作業所の新体系移行促進のため、人員基準や設備基準の緩和。
- 自立支援医療（精神通院）の有効期間の延長。
- 補装具の標準価格の引き上げ。
- 介護保険制度と障害者自立支援法の統合を前提としない制度設計。 等